

## 「緊急事態宣言」に伴う日産連合企業年金基金の対応について

新型コロナウイルスの感染の広がりを受けて、政府より東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象に「緊急事態宣言」が発出され、神奈川県においても多くの業種への休業要請、政府からは事業所への出勤7割減の要請が出されています。

こうした事態を受けて、当基金では下記のように対応いたします。

### 1. 基本方針

- ① 職員の生命、安全を守る
- ② 年金等は受給者の生活において欠かせないものであることから、受給権者からの請求に基づく裁定行為や年金等の支払いが滞ることがないように事業を継続する

### 2. 当基金の対応

- ① 時差出勤(受付時間 10:00～16:30)
- ② 交代勤務による出勤人員の縮小(最小限の出勤)
- ③ 臨時休業日 4月22日(水)
- ④ カレンダー振替 4月30日、5月1日を休日とし、5月7日、8日は出勤日とする

### 3. 対応期間

5月6日(木)まで(状況に応じて柔軟に対応していきます)

### 4. お願い事項

今後、給付額回答などの問い合わせ対応に遅れが生じたり、年金支給日、一時金支給日に多少の遅れが生じることも予想されます。該当の方々に対するご説明では余裕を持った日程でのご説明をよろしく願います。事業所ご担当の皆様にはご迷惑やご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上